

南大和老人保健施設 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人新都市医療研究会「君津」会が開設する 南大和老人保健施設（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 南大和老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成3年4月15日
- (3) 所在地 神奈川県大和市下和田1150番地
- (4) 電話番号 046-269-5611 FAX番号 046-268-5986
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1453080009号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 常勤 1人 |
| (3) 薬剤師 | 常勤換算 0.3人以上 |
| (4) 看護職員 | 常勤換算 11.3人以上 |
| (5) 介護職員 | 常勤換算 23.8人以上 |
| (6) 支援相談員 | 常勤換算 2.4人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 常勤換算 3.6人以上 |
| (8) 栄養士又は管理栄養士 | 常勤 1人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 常勤兼務 1人以上 |
| (10) 事務員 | 2名(常勤1名 非常勤1名) |
| (11) 調理師・調理員 | 4名(常勤1名 非常勤3名) |
| (12) リハビリ助手 | 1人(非常勤) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、受付、療養費請求及び利用料請求作業など行う。
- (11) 調理員は、入所者の食事の調理を行う。
- (12) リハビリ助手は入所者に対し理学療法士及び作業療法士が行う業務の補助を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、83人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

※各種加算の算定を受ける場合は、以下列記する。(別紙料金表参照)

(入所者負担の額)

第9条 入所者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食費、おやつ代、日常生活品費、理美容代、レク・サークル費、健康管理費、医療自己負担費、私物の洗濯代、おしぼり・エプロン代、文書作成料、その他の費用等利用料を、入所者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の入所者の自己負担額については、別途資料（入所者負担説明書）をご覧ください。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 身体的拘束等の責任者は事業所管理者とする。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
その責任者は事業所管理者を充てる。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、月曜日～土曜日は9:00～17:00まで。（日祭日はご利用できません）
- ・ 消灯時間は、21:00とする。

- ・ 外出・外泊は、原則として前日までに外出・外泊届を記入・提出する。
- ・ 飲酒・喫煙は施設内全館飲酒禁止、禁煙。
- ・ 火気の取扱いは、持ち込み禁止。
- ・ 設備・備品の利用は、できる限り持ち込まないこと。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、できる限り持ち込まないこと。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則自己管理とし必要な場合は受付に預けること。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、必ず施設へ連絡の上で相談すること。
- ・ 宗教活動は、禁止とする。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・ 入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他入所者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。
また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療

機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

【協力医療機関】

名称	住所	電話番号
南大和病院	神奈川県大和市下和田 1150 番地	046-269-5611
南大和クリニック (併設医療機関)	神奈川県大和市下和田 940-1	046-268-5999
高座渋谷眼科	神奈川県大和市福田 2028	046-268-3255

【協力歯科医療機関】

名称	住所	電話番号
富士歯科医院	神奈川県大和市福田 2086	046-267-0566

- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
その責任者は事業所管理者を充てる。

（職員の服務規律）

第 17 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 18 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 19 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人新都市医療研究会「君津」会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 20 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 21 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね

3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。感染対策担当者は看護師長を充てる。

- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(職場におけるハラスメント防止のための雇用上の措置)

第23条 ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための相談窓口を設ける。

- 2 相談窓口は次の業務を担当するものとする。
 - (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
 - (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
 - (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講じること。
 - (4) その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。
 - (5) 事業所管理者・事務長をその任に充てる。
- 3 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、南大和老人保健施設運営会議で行う。
- 4 職場内の管理監督者は、職場によるハラスメント行為が起きぬよう、職員の指導・啓発に努めなければならない。
- 5 ハラスメントが発生した場合には、速やかに再発防止に取り組むこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超過して入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 提供した介護保健施設サービスに関し、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応し、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行う。入所者からの苦情に関して国民保険団体連合会が行う調査に協力し、その指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録の整備をすると共に、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

6. 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、運営委員会を招集し所属長会議において定めるものとする。

付 則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 12 年 6 月 1 日より改定する。
この規程は平成 13 年 1 月 1 日より改定する。
この規程は平成 13 年 2 月 1 日より改定する。
この規程は平成 14 年 12 月 1 日より改定する。
この規程は平成 15 年 4 月 1 日より改定する。
この規程は平成 17 年 10 月 1 日より改定する。
この規程は平成 19 年 11 月 1 日より改定する。
この規程は平成 21 年 10 月 1 日より改定する。
この規程は平成 22 年 8 月 1 日より改定する。
この規程は平成 23 年 8 月 1 日より改定する。
この規程は平成 24 年 8 月 1 日より改定する。
この規程は平成 25 年 4 月 1 日より改定する。
この規程は平成 25 年 8 月 1 日より改定する。
この規程は平成 28 年 9 月 1 日より改定する。
この規程は令和元年 7 月 1 日より改定する。
この規程は令和元年 8 月 1 日より改定する。
この規程は令和 4 年 3 月 1 日より改定する。
この規定は令和 5 年 4 月 1 日より改定する。
この規定は令和 5 年 8 月 1 日より改定する。
この規定は令和 6 年 4 月 1 日より改定する。